

様式第7（第21条の19関係）（平20経産令64・追加）

（表）

弁理士法第16条の10の規定による立入検査証					
写真	（押出 スタンプ 割印）	職名			
		氏名			
		年	月	日	生
		年	月	日	発行
		経済産業大臣			印

（裏）

弁理士法抜すい	
第16条の10	経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。
2	前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第81条の3	次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。
一	第16条の8の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二	第16条の10第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三	第16条の11第1項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。